

## 九州森林管理局交渉（全国林野関連労働組合九州地方本部）

### 議 事 要 旨

1 日 時 平成31年4月24日（水） 17：20～18：20

2 場 所 九州森林管理局 会議室

#### 3 出席者

九州森林管理局

同

同

同

同

同

同

秋岡陽一郎 総務企画部長

井口 真輝 計画保全部長

久保 芳文 森林整備部長

山部 義臣 総務課長

鎌田 敏雄 森林整備課長

木林 静夫 資源活用課長

篠村 和希 総務課課長補佐（総務担当）

全国林野関連労働組合九州地方本部

同

同

同

同

甲斐 和幸 委員長

加藤 吉征 副委員長

山口 隆志 執行委員

古澤 寿光 執行委員

中島 純也 執行委員

#### 4 交渉事項

- （1）平成31年度業務運営について
- （2）超過勤務縮減と年次有給休暇の取得について
- （3）各種システムの円滑な運用について
- （4）労働安全の確保について
- （5）その他

#### 5 議事概要

- （1）平成31年度業務運営について

組合）平成31年度の業務運営を円滑に進めるため、収入の確保及び生産等各種事業に必要な予算の確保をお願いする。なお、労働条件に関わることから職員の労働過重解消に努めていただくようお願いする。

当局）収入の確保については、着実な債務返済を進める上でも森林・林業再生への貢献等を具現化していく上でも最重要課題の一つであると認識している。引き続き戦

略的に素材のシステム販売を推進するとともに、立木販売については、一貫作業システムによるコストダウンに努めることなどに取り組んでいく考えであり、署の実態を聞きながら、業務に偏りが生じないように、職員の過度の負担にならないよう取り組んで参りたい。また、予算の執行に当たっては各署等へは効率的且つ有効的に活用することを周知する一方で、本庁へは九州局における事業予算の確保について実情を伝えながらしっかりと取り組んで参りたい。

組合) 収入の確保については局全体での取り組みが必要と認識している。当局責任として確実にお願いする。なお、生産量については年々増加しているところであるが、事業実行に必要な予算の確保は出来ているのか。また、事業実行には林道の管理が不可欠であり維持修繕等の予算確保は出来ているのか伺いたい。

当局) 平成31年度事業予定を組み立てるにあたっては機会ある度に、九州局における森林整備事業や治山事業の実施状況、造林コストの低減、生産性の向上、シカ被害対策などの取組状況、収入確保に向けたシステム販売や立木販売の取組等を説明し、必要な予算措置が講じられるよう本庁に対して強く要望してきたところであり、一定の規模を確保したと考えているところであるが、本庁に対しては、引き続き必要な予算を要求していく考えである。また、素材及び立木の販売にあたっては、局・署等が連携し、林産物収入の確保という目標に向け九州局としてしっかり取り組んで参りたい。

森林整備事業費についても各事業を早期に発注することにより、迅速かつ効果的に林道事業や造林事業の実施に努めて参りたい。

組合) 事業予算については一定の予算を確保したとの事であるが、依然として厳しい状況に変わりはないようであり、予算不足と認識している。また、事業地以外の林道についても巡検・巡視計画があり、担当者が事業を行う上で支障が生じないようお願いしたい。その点も踏まえた上で林道修繕に必要な全体額等は把握出来ているのか。なお、旅費も含めて事業を進めていく上で必要な予算については確実に確保していただきたい。

当局) 先ほど申し上げたとおり本庁に対しては九州局の実情や事業内容等について打合せ済みであり、必要な予算については必ず確保する考えである。

林道事業については、維持修繕に係る予算措置を講じているところであり、署に対し一定の予算を既に配賦しているところである。さらに林道の新設工事はもとより既存林道の舗装等による林道の改良工事や施設の長寿命化を図る施設の改良工事等を実施し、持続的に安全な通行を図るための路網整備を行うこととしている。林道修繕費は、状況を把握しつつ必要に応じて更に本庁に要望するなど事業運営に係る必要な予算の確保に取り組む考えである。

組合) 事業運営に係る職員の労働過重解消については、再任用職員の活用など対策が

講じられており一定の成果はあると考えるところであるが、依然として必要な要員は不足していると認識している。今後についての考えを方を伺いたい。

当局) 円滑な業務運営の遂行にあたっては、必要要員の確保は重要であることは認識しているところ。しかしながら今後数年間は定年退職者の増加が見込まれ非常に厳しい状況である。今後においても、可能な限り業務の外部委託化や事務の合理化・効率化、廃止も含めた業務の大胆な見直し、新規採用者の最大限の確保、再任用職員の活用、非常勤職員の確保等により適切な業務運営が図られるよう努めて参りたい。

組合) 要員が不足していく中で非常勤職員の存在は重要となっている。事務系についてはもとより、現場系についても森林林業技師の話がなかなか進まないなか、現場管理機能を確保するため期間業務職員の配置を検討するなど、非常勤職員の人材確保・予算確保をお願いする。

当局) 今年度の非常勤職員の雇用については、昨年度と同程度の予算を確保したところであり、今後も実態を把握しながら現状を本庁に伝え予算確保したいと考える。また、再任用職員の雇用についても一点集中ではなく、広い範囲で活用できるよう可能な範囲で最大限の工夫を図って参りたい。なお、上部では常時勤務の再任用職員についても検討されているところである。

## (2) 超過勤務縮減と年次有給休暇の取得について

組合) 4月から超過勤務の上限規制に係る措置が取り入れられたが、規制はあくまで超勤縮減対策の一つであり基本的な超勤縮減に対する考えは変わるものではないと認識している。昨年度の超過勤務の実態・分析を踏まえた上での考えを伺いたい。

当局) 平成30年度の超過勤務時間については、29年度と比べ20%の減となっているところである。九州北部豪雨関係業務等も一定の落ち着きを取り戻したところであり主たる減の要因と思われるが、平成30年度には局内各課において四半期毎に定時退庁週間を定め、超勤縮減に取り組んだ結果も反映したものと思われる。

平成31年度は、局内においては更に定時退庁週間を毎月毎に定めて取り組むとともに、各署等においても署の実態に応じて定時退庁週間の設定に取り組むよう要請したところである。

組合) 超勤の実態を見れば、業務量が多い署が多いように感じるが、職場内の実態、職員の業務を把握し、業務の平準化を図るなど縮減に向けた取り組みを徹底していただくとともに、職員の労働過重にも絡むことから確実な対応を求める。なお、超勤縮減がサービス超勤の発生に繋がらないよう超勤管理を徹底していただきたい。

当局) 超勤の主たる要因は自然災害の対応等に付随した緊急的なものと思われるが、原課においては、そのような場合にあっても具体的な超勤縮減対策として、プラス1時間の超勤については翌日の勤務時間内に処理するなどの指導を行っているところである。超過勤務の縮減等については、職員の心身の健康保持等の観点から重要なことであると認識しており、引き続き毎月の超過勤務の実施状況をチェックして、特定の係が過度の業務負担とならないよう応援体制や再任用職員・非常勤職員の有効活用を図るとともに、事前命令の徹底など縮減に向けた取組を指導して参りたい。

組合) 業務が忙しいと年次休暇の取得にも影響してくる。年休は職員に平等に付与されたもので有り取得する権利がある。30年度の取得状況を踏まえた上で取得促進に向けた考え方を伺いたい。また、職員が取得しやすい雰囲気作りも必要と考えるところであり、管理職自らも率先して取得していただくようお願いする。

当局) 年次休暇の取得促進を図っていくことは、職員の心身の健康保持とゆとりある生活の実現等の観点から大変重要なことであると認識しており、平成30年度の全職員平均取得日数は前年度と比し若干ではあるが増えたところである。なお、平成31年からは、年次休暇等のより一層の計画的な使用を計るとともに、年次休暇を年5日以上使用することを確保するため計画表を作成し、引き続き定期的に取得状況をチェックするなど、「目配り・気配り」等を行いながら声かけを行い取得しやすい雰囲気づくりに努めて参りたい。また、管理職についても率先して取得に努めるよう指導を徹底して参りたい。

### (3) 各種システムの円滑な運用について

組合) 旅費システムについて職員の習熟が図れていない実態がある。事務担当者の負担も大きく支払いまでにも相当な時間を要している現状である。これについては、チェック体制に問題があると思われるが考えを伺いたい。チェックは再任用職員でも非常勤職員でも問わないのでとにかく旅費事務が回るようお願いする。なお、支払いの遅れは大きな問題と認識しており、職員の不満が最も大きい事から何らかの対策を講じていただきたい。

当局) 旅費システムについては、職員の一定程度の習熟は図られているものの、必要な箇所の未入力や添付書類が完備されていないため差し戻しを行い、結果として旅費の支払いまでに時間を要している案件も多くあると認識している。これまでも機会を捉え、確実な入力と確実なチェックを文書通知や会議等の場でもお願いしてきたところであるが、今年度については支払いまでの時間を短縮するため、局経理課における旅費審査要員を増員して円滑な支払いが出来るよう取り組むこととしたところである。

組合) これまでも研修の実施等対応されているが、人も替わり周知徹底する意味でもあらためて研修等の実施を検討していただきたい。

当局) 担当者や職員の意見を聞きながら、実態がどうであるか現状をつかみ必要な措置を講じていくこととしたい。

組合) 人給システムについて、異動に伴う給与関係の諸手当は4月分を5月にまとめて2ヶ月分払うのは問題と考えるがいかがか。

当局) 諸手当については、誤払い等が無いように慎重に認定作業を行っているところであり各種申請書類の不備も見受けられ、申請者とのやりとりが発生すると結果的に5月払いにならざるを得ないことからご理解いただきたい。なお、2ヶ月分の5月支給については給与事務担当者間及び組織間でも事務連絡を發出し周知しているが、署職員まで周知が図られるよう徹底していく考えである。

#### (4) 労働安全の確保について

組合) 新年度がスタートし、各署の署長等にも異動があったところである。これまで積み上げてきた労働安全対策が後退することのないよう安全管理体制の確立を図っていただきたい。また、労働安全対策に係る当局としての考え方をあらためて聞かせてもらいたい。

当局) 九州局における安全確保については、人命尊重を基本理念として災害の未然防止、特に重大災害の絶滅を期するため各種対策を行ってきたところであるが平成30年度における職員の安全確保については、5月に職員がダニ感染症により亡くなるという事案が発生し、安全対策の重要性について再認識したところである。今後においても職員に対しては、安全勉強会、安全懇談会等機会ある毎に指導を行い、局・署等間の安全管理者等が同じ認識を持ち、健康安全管理監督者(署長等)の強いリーダーシップの下で適時・適切な安全指導等の徹底を図り、とりわけ重大災害は起こさないという強い人命尊重の基本理念に立ち、災害の未然防止に万全を期して参りたい。

組合) 昨年度は、北海道局で重大災害が発生し、九州局でも過去に類似の痛ましい災害が発生した経緯もある。この教訓を忘れることなく、安全管理における局の姿勢を各署長等にも確実に伝えていただき、国有林から絶対に災害を出さないとの基本に立ち強力なリーダーシップをお願いする。

当局) 当局としても同様の考えである。安全に労使の垣根は無く、貴組合の協力をいただきながら局・署一体となって引き続き労働安全対策に取り組む考えである。

#### (5) その他

組合) 人事異動にあたっての赴任旅費の実態については、実費との額に乖離があり、職員の負担になっていることから実費での支給を求める。また、異動に伴う引っ越し難民の発生が懸念されたが実態はどうだったのか。

当局) 異動までの間において、署等を介して属人的な状況把握に努め、今回引っ越し難民は発生しなかったところである。赴任旅費については、その全てではないが支給額が実費より少ない状況も発生していることは承知している。赴任旅費については農林水産省所管旅費支給規則等により日当、移転料、交通費、着後手当など支給額が規定されており、支給額の改正等は法律・規則等の改正が必要であり、林野庁単独で行えるものではないことから要望については林野庁を經由して伝えて参りたい。

(以 上)